

報告第17号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年11月21日提出

新城市長 穂積亮次

専決第11号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月25日専決

新城市長 穂積亮次

- | | |
|-----------|---|
| 1 事故発生日時 | 平成29年7月19日 午前10時5分頃 |
| 2 事故発生場所 | 新城市長篠字下り篠1番地2 新城市開発センター前
[REDACTED] |
| 3 賠償する相手方 | |
| 4 事故の概要 | 公用車を一時停車した際にサイドブレーキの利きが弱く、後退して国道にはみ出し、走行中の相手方車両と接触し、車両左後部が破損した。 |
| 5 損害賠償額 | 380,216円 |